

社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団介護福祉士・社会福祉士等修学資金貸与要領

(令和8年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団介護福祉士・社会福祉士等修学資金貸与要綱（令和8年4月1日施行。以下「要綱」という。）を運用するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(貸与期間)

第2条 要綱第4条第2項に規定する修学資金の貸与期間は、要綱第4条第4項の規定により理事長が修学資金の貸与を決定した日の属する月（理事長が特に必要と認めた場合は決定した日の属する年の4月）から、当該貸与を受けている者（以下「被貸与者」という。）が大学等を卒業する日の属する月までとする。

(貸与の申請手続)

第3条 修学資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、修学資金貸与申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 申請の日前2箇月以内に作成した健康診断書
- (3) 大学等入学後の学業成績を証する書面（大学等在学中の者に限る。）
- (4) 在学する学年を記載した在学証明書（大学等在学中の者に限る。）
- (5) 誓約書（様式第2号）
- (6) 合格通知書の写し（新1年生に限る。）

2 要綱第5条に規定する連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

(貸与の決定)

第4条 理事長は、前条の申請に基づき、修学資金を貸与する者を面接により決定し、修学資金貸与（不承認）決定通知書（様式第3号及び様式第3号の2）により、当該申請者に通知するものとする。

(修学資金の交付)

第5条 前条の規定により修学資金の貸与決定通知を受けた申請者は、速やかに修学資金交付申請書（様式第4号）、口座振替申出書（様式第4号の2）及び保証書（様式第4号の3）を理事長に提出しなければならない。

2 被貸与者は、貸与期間中は、毎年4月末日までに次に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 在学する学年を記載した在学証明書
- (2) 前学年度末における学業成績を証する書面（新1年生を除く。）
- (3) 各年度において履修する科目を証する書面
- (4) 介護福祉士等の資格取得にかかる課程を証する書面

3 修学資金は、要綱第4条第1項に定める金額を、毎月、送金の方法によって交付する。

4 修学資金は、毎月20日（その日が日曜日、休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。以下同じ。）又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日

(日曜日、休日又は土曜日を除く。)に交付する。

(貸与月額の変更)

第5条の2 要綱第4条第1項ただし書きの規定により、被貸与者が月額100,000円の貸与を希望する場合は、理事長が指定する期間に、修学資金貸与月額変更申請書(様式第4号の4)を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、第1項の規定により貸与月額の変更を決定した場合は、修学資金貸与月額変更通知書(様式第4号の5)により、被貸与者に通知するものとする。

3 貸与月額の変更決定後に、再び貸与月額の変更を申出することはできない。

(貸与の一時停止期間)

第6条 要綱第7条に規定する停止期間とは、当該事由が生じた日の属する月の翌月から、当該事由が生じなくなる日の属する月までとする。

2 前項の規定により決定した停止期間に属する月分の修学資金が既に交付されているときは、当該修学資金は、停止が解除された月の翌月以降の分として交付されたものとする。

3 第1項に規定する修学資金の貸与の停止期間は、修学資金の貸与期間に算入しない。

(貸与の取消し及び停止通知)

第7条 理事長は、要綱第6条又は第7条の規定により、修学資金の貸与を取り消し、又は停止したときは、修学資金取消通知書(様式第5号)又は修学資金停止通知書(様式第6号)により、被貸与者に通知するものとする。

(修学資金の辞退)

第8条 被貸与者が修学資金の貸与を辞退しようとするときは、修学資金辞退届(様式第7号)を理事長に提出しなければならない。

(修学資金の復活手続)

第9条 要綱第7条の規定により修学資金の貸与を停止された者が、復学して修学資金の復活を申請しようとするときは、修学資金復活申請書(様式第8号)を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により申請した者に対し、修学資金の貸与の復活を決定したときは、修学資金復活通知書(様式第9号)により当該申請者に通知するものとする。

(借用総額確認書の提出)

第10条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、既に交付された修学資金の全額について、直ちに修学資金借用総額確認書(様式第10号)を理事長に提出しなければならない。

(1) 大学等を卒業したとき。

(2) 要綱第6条の規定により修学資金の貸与を取り消されたとき。

(返還の猶予)

第11条 要綱第8条第1号の規定により修学資金の返還を猶予する期間は、猶予の決定をした日から指定施設の職員でなくなる日までとする。

2 要綱第8条の規定による修学資金の返還の猶予を受けようとするときは、要綱第8条各号に掲げる事由が生じた日から起算して1箇月以内に、修学資金返還猶予申請書(様式第11号、様式第11号の2及び様

式第11号の3)に要綱第8条各号に掲げる事由を証明する書類を添付して理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 理事長は、前項の規定により申請した者に対し、修学資金の返還の猶予について決定し、当該申請者に対し修学資金返還猶予（不承認）決定通知書（様式第12号及び様式第12号の2）により通知するものとする。

（返還の免除）

第12条 要綱第9条第1項の規定による修学資金の返還の免除は、前条第2項の修学資金の返還を猶予されている期間において、毎年3月（最終年度は要綱第9条第1項で定めた期間を満了した月）に次項で定める金額の修学資金の返還を免除する。

- 2 前項で免除する返還債務の金額は、貸与した修学資金の総額にその年度の勤務月数を乗じ、これを要綱第9条第1項で定めた勤務すべき期間の月数で除して得た金額とする。
- 3 第1項で免除する返還債務の金額が、年度により百円未満の端数が生じたときは、百円未満の端数を切り捨てるものとし、最終年度の免除額で調整するものとする。
- 4 被貸与者が要綱第9条第1項で定める期間に満たないで指定施設の職員でなくなる場合は、貸与した修学資金の総額に指定施設の職員でなくなる年度の勤務月数（指定施設の職員でなくなる日が、月の途中の場合は、指定施設の職員でなくなる日の属する月の前の月までの勤務月数）を乗じ、これを要綱第9条第1項で定めた勤務すべき月数で除した金額をその年度の債務免除の金額とする。ただし、百円未満の端数が生じたときは、百円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 5 前項の場合、指定施設の職員でなくなる日までに免除された修学資金の合計金額と、貸与された修学資金の総額との差額の金額は、要綱第10条第1項の規定により返還しなければならない。

（返還の免除の申請）

第13条 前条第1項の規定による修学資金の返還の免除を受けようとする者は、第11条第1項の修学資金の返還を猶予されている期間において、毎年3月31日（最終年度は要綱第9条第1項で定めた期間を満了する月の末日）までに修学資金返還免除申請書（様式第13号）を理事長に提出しなければならない。

- 2 前条第4項の規定による免除を受けようとする場合にあっては、指定施設の職員でなくなる日の属する月の前月末日までに、修学資金返還免除申請書（様式第13号）を理事長に提出しなければならない。
- 3 要綱第9条第2項の規定による免除を受けようとする場合にあっては、業務に起因して精神又は身体の機能に著しい障害を生じ、労働能力を喪失したことを証するに足る書面を添付して、修学資金返還免除申請書（様式第13の2号）を、理事長に提出しなければならない。
- 4 理事長は、前3項の規定により申請した者に対し、修学資金の返還免除を決定したときは、修学資金返還免除通知書（様式第14号）により当該申請者に通知するものとする。

（返還）

第14条 被貸与者は、要綱第10条第1項の規定により修学資金を返還しようとするときは、同項各号に掲げる事由が生じた日から起算して、1箇月以内に、修学資金返還明細書（様式第15号）を理事長に提出しなければならない。

- 2 要綱第10条第2項の規定により修学資金の返還の猶予又は修学資金の分割納付を申請しようとする者

は、修学資金返還方法申請書（様式第16号）を理事長に提出しなければならない。

- 3 理事長は、前項の規定により申請した者に対し、修学資金の返還方法の変更について決定し、当該申請者に対し修学資金返還方法（不承認）決定通知書（様式第17号及び様式第17号の2）により通知するものとする。
- 4 前項の通知を受けた者は、要綱第10条第1項に規定する事由の生じた日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間の2分の1に相当する期間内に、半年賦の均等返還の方法により返還するものとする。ただし、繰上返還をすることを妨げない。

（在職期間の計算）

第15条 要綱第9条に規定する在職期間を計算する場合においては、指定施設の職員となった日の属する月から指定施設の職員でなくなる日の属する月の前月までを算入するものとする。ただし、指定施設の職員でなくなる日が月の末日の場合は、職員でなくなる日の属する月までを算入するものとする。

- 2 前項の規定により在職期間を計算する場合において、当該期間中に欠勤、病気欠勤、病気休暇、育児休業、介護休業、休職又は停職により1箇月以上引き続いて業務に従事できなかった期間があるときは、当該期間の開始の日の属する月から当該期間の終了の日の属する月の前月までの（ただし、当該期間の終了の日が月の末日の場合は、当該期間の終了の日の属する月までの）月数を控除するものとする。

（届出義務）

第16条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに当該各号に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したときは、氏名・住所変更届（様式第18号）
- (2) 退学し、休学し、又は停学処分を受けたときは、履修状況変更届（様式第19号）
- (3) 心身の故障のため大学等を卒業する見込みがなくなったときは、履修状況変更届（様式第19号の2）
- (4) 大学等を卒業したときは、卒業届（様式第20号）
- (5) 連帯保証人の氏名、住所に変更があったときは、連帯保証人の身分変更届（様式第21号）
- (6) 連帯保証人が死亡したときは、連帯保証人の身分変更届（様式第21号の2）
- (7) 連帯保証人が破産の宣告その他連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、連帯保証人の身分変更届（様式第21号の3）
- (8) 連帯保証人を変更したときは、連帯保証人の変更届（様式第22号）

- 2 前項各号に掲げるもののほか、被貸与者の身上に異動を生じたときは、直ちにその旨を理事長に届けなければならない。

（死亡）

第17条 連帯保証人は、被貸与者が死亡したときは、直ちに死亡届（様式第23号）に除籍抄本を添えて、理事長に提出しなければならない。

（補則）

第18条 この要領の実施に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。